

令和8年度 枚方市立樟葉北小学校 学校経営基本方針

学校教育目標

自ら問いに向かい、ともに認め合い、つながり合って未来をひらく

めざす学校像

～自立、協働、創造～

自ら学び、認め合い、つながりあって、
一人ひとりの輝く未来をひらく学校

めざす教職員像

- 視野広く、視座高い教職員集団であること。
- 校内外に広く学び、ともに高め合う教職員集団であること。

めざす子ども像

- 課題を発見し主体的に問いに向かう子
- 互いを認め合い共に歩む子
- つながり合い自分の力を活かす子

児童への合言葉(指導フレーズ)

- 「問い」をもとう
不思議をそのままにせず、自分から探そう
- 「認め」あおう
自分も友達も大切に、良さも違いも認め合おう
- 「未来の自分」をつくろう
いまの自分を成長させ、より良く生きよう

令和8年度の重点目標

「自分の未来に向かって ともに成長できる学校づくり」

【授業づくり・授業改善】

- 「個別最適な学びと協働的な学び」校内研究の推進
指導助言：神戸常盤大学山下教授
- 奈良女子大附属小学校の実践から学ぶ（授業改善の推進）
- ①逆向き設計による単元計画（教材研究シート）
- ②形成的評価による授業改善（5C/リーブリック作成）
- ③探究的な学び（PBL・総合的な学習の時間の充実）
- ④協働的な学びの研究と推進
- ⑤くず北ホームワークの発展（奈良女附属小から学ぶ）

【児童理解・児童支援】

- インクルーシブ教育の充実
- 発達支持的生徒指導力の向上
- 保護者支援・教育相談力の向上
- 人権教育の充実
- ①インクルーシブ教育の充実のための仲間づくり集団づくり
 - ・1学期 自他理解
 - ・2学期 自他受容
 - ・3学期 自己表現・自己実現
- ②問題対応生徒指導から発達支持的生徒指導への転換
発達支持的生徒指導力の向上による予防的アプローチ（児童）
- ③教育相談力の向上
教育相談・保護者支援の充実
- ④人権教育の要である道徳の授業改善。「考え・議論する」道徳授業の追及。

【学校組織・学校運営参画】

- 協働的で組織的な取り組みの推進
- 視野広く、視座高く、学校運営に参画
- ①チーム学年協力体制の構築
風通しの良い学年経営
- ②危機管理・学校安全の視点を活かした学校教育活動の見直し（生きた避難訓練と危機管理マニュアル）
- ③業務改善の視点から学校教育活動の見直し
- ④継承と変革の両立
一人ひとりの経験を融合させ、より良い学校組織の形成

< 学校経営 >

1. 令和8年度 学校経営方針

本校の教育は、日本国憲法・教育基本法をはじめとする教育関係諸法令に則り、人格の完成をめざし、平和で民主的な社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な人間の育成をめざす。

枚方市教育委員会の学校園の管理運営に関する指針を踏まえ、VUCA (Volatility (変動性)、uncertainty (不確実性)、Complexity (複雑性)、Ambiguity (曖昧性)) の時代と称される予測困難な未来社会を迎えようとするなか、自分で判断・行動のできる知(確かな学力)、徳(豊かな人間性)、体(健康・体力)の調和のとれた「生きる力」の育成が求められている。

そこで、ここに、自身のよさや可能性を認識するとともに、他者を尊重し、多様な人々と協働しながら、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手を育む教育を充実させるため、学校経営方針ならびに学校教育計画を策定する。

(1) 学校教育目標

「自ら問いに向かい、ともに認め合い、つながり合って未来をひらく」

(2) めざす学校像

【自立、協働、創造】～自ら学び、認め合い、つながりあって、一人ひとりの輝く未来をひらく学校～

(3) めざす子ども像

- 課題を発見し主体的に問いに向かう子
- 互いを認め合い共に歩む子
- つながり合い自分の力を活かす子

児童への合言葉(指導フレーズ)

- 「問い」をもとう: 不思議をそのままにせず、自分から探そう
- 「認め」あおう: 自分も友達も大切に、良さも違いも認め合おう
- 「未来の自分」をつくろう: 今の自分を成長させ、より良く生きよう

<めざす子ども像>

○課題を発見し主体的に問いに向かう子

- ・児童自らの疑問や不思議を大切に、既成の知識を調べるだけに留まらず、自分なりに考えを構築できる子。
- ・失敗を恐れずに試行錯誤を繰り返し、粘り強く解決の糸口を探る子。
- ・ICT や図書資料も適切に活用でき、自分に合った学び方を主体的に選択できる子。

○互いを認め合い他者と共に歩む子

- ・自分と異なる意見や価値観も尊重し、相手に心を寄せ耳を傾けることができる子。
- ・友達の良さや努力を認め、自分の言葉で肯定的なメッセージを伝えられる子。
- ・集団の中での自分の役割を自覚し、協力してより良い解決策を導き出そうとする子。

○つながり合い自分の力を活かす子

- ・自分一人では解決できないことも、他者と力を合わせて困難を乗り越えられる子。
- ・学校で学んだことを実生活や社会の出来事と結びつけ、自分にできることを考え行動する子。
- ・地域の人々や多様な他者との交流を通じ、広い視野を持って未来を展望できる子。

<めざす教職員集団像>

□視野広く、視座高い教職員集団であること。

□校内校外に広く学び、ともに高め合う教職員集団であること。

<めざす教員像>

- 「問い」を引き出し、児童自らがやってみようと思える「課題解決的な学習課題」を設定できる教員
- 「聴き合い、受容し合える集団」の育成ができ、「協働や対話の質」を高められる教員
- 「他者」とのつながりを通して「実生活・地域社会・世界」とつながる視点に気付かせることができる教員
 - 教えるだけでなく、児童の『問い』と『思考の過程』を大切に、学びを支える伴走者（ファシリテーター）であること。
 - あたたかい集団づくりに絶えず考えを巡らし、（問題対応ではなく）平常時こそ労力を割いて集団づくりに向き合うこと。
 - 教員自身が「自分自身の授業の『質』」という問いに向かい、「謙虚に学び続ける」教育のプロフェッショナルであること。

（４）基本方策３つの柱

【授業づくり・授業改善】	「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実に向けた授業改善の推進
【児童理解・児童支援】	一人ひとりを大切にされた教育の推進
【学校組織・学校運営参画】	協働的で組織的な取り組みの推進

2. 令和8年度 重点目標

児童も教職員も「未来に向かって ともに成長できる学校づくり」

めざす学校像である「自ら学び、認め合い、つながりあって、一人ひとりの輝く未来をひらく学校」に向かうため、今年度は、児童も教職員も〈ともに成長できる学校づくり〉を重点目標と位置づけ取り組むこととする。

まず、児童が仲間とともに成長するためには、心理的安全性の高い集団づくりが欠かせない。そのためにも自他理解を深め、自他を受容しあえる学級づくりを行う。また、教員の生徒指導観を、問題対応生徒指導ではなく、発達支持的生徒指導へ転換を図り、深い児童理解とインクルーシブ教育によるすべての児童への発達支援の充実により、集団の中で安心して自己表現でき、自己実現を実感できる集団づくりに重点的に取り組む。

昨年度より校内研究を国語科に設定し、神戸常磐大学山下敦子教授に指導助言を受け研究を推進している。校内研究では「個別最適な学びと協働的な学びの一体化」の実現に向け、授業の中で自己選択自己決定の場を多く取り入れ、自ら課題を設定したり学び方を選択したりすることで児童の主体性を高めることに取り組んだ。今年度は、研究テーマを「自ら問いに立ち向かい、学びを深める子の育成」～「問い」を生む授業デザインと、相互承認を基盤とした協働的な学びを通して～として、2年目の研究を積み重ねていく。

また、児童同士がともに成長できるように、「総合的な学習の時間」と「生活科」では、児童が自ら「問い」を立て主体的に課題に向き合い、仲間と共に探究学習（PBL: Project Based Learning）に取り組む。

なお、教職員同士がともに成長できるように、学校組織・分掌部会において校内OJTを推進し、学年団（担任・支援担任）の協力関係によるチーム学年体制によってともに学び合う教職員をめざす。また、業務改善の視点から学校教育活動の見直しを図り、新たに危機管理・学校安全の視点からの学校教育活動の見直しも行う。

(1) 【児童理解・児童支援】

<一人ひとりを大切にしたい教育の推進>

- ①インクルーシブ教育の充実のための仲間づくり集団づくり
 - ・1学期 自他理解
 - ・2学期 自他受容
 - ・3学期 自己表現・自己実現
- ②問題対応生徒指導から発達支持的生徒指導への転換
発達支持的生徒指導力の向上による予防的アプローチ
- ③教育相談力の向上
保護者を支える教育相談・保護者支援
- ④人権教育の要である道徳の授業改善
「考え・議論する」道徳授業の追及

(2) 【授業づくり・授業改善】

<授業研究と授業改善の取組みの推進>

- ①逆向き設計による単元計画（教材研究シート）
- ②形成的評価による授業改善（5C/リーブリック作成）
- ③探求的な学び（PBL・総合的な学習の時間の充実）
- ④協働的な学びの充実
- ⑤くず北ホームワークの発展（奈良女附属小から学ぶ）

(3) 【学校組織・学校運営参画】

<協働的で組織的な取組みの推進>

- ①チーム学年協力体制の構築
風通しの良い学年経営
- ②危機管理・学校安全の視点を活かした学校教育活動の見直し
生きた避難訓練と危機管理マニュアル
- ③業務改善の視点から学校教育活動の見直し
- ④継承と変革の両立
教員自らが自身の資質・能力を向上させる
知識と経験を融合させ、より良い学校組織の形成

3. 校内研究

テーマ「自ら問いに立ち向かい、学びを深める子の育成」

～「問い」を生む授業デザインと、相互承認を基盤とした協働的な学びを通して～

研究教科 国語科

指導助言：神戸常盤大学 山下敦子 教授

共同研究校：奈良女子大附属小学校 視察年5回

4. 令和8年度の留意事項

(1) 学校運営体制について

- ①学校経営方針の意図を教職員一同は深く理解し、学校目標の達成に向けて教職員は同じ方向性を向き、学校組織の一員としての各役割を自覚して学校運営に参画する。
- ②校長のリーダーシップのもと、教頭・首席を中心として部会長・学年主任は役割を自覚し、学校運営組織を円滑に回し、その機能的運用により学校組織力を向上させる。また、市政や教育委員会の方向性、関係諸法令の趣旨を踏まえ、企画運営委員会や職員会議を運営する。
- ③校区の現状や課題を共有し、小中一貫・学力向上推進コーディネーター、小中一貫・学力向上推進リーダーが中心となり、9年間の学びを意識した校区小中学校が連携した取り組みを推進する。
- ④教職員間の連携体制を強化し、きめ細かな指導の充実を推進する。
- ⑤「教職員の評価・育成システム」を通して教職員一人ひとりの資質・能力の向上を図ることで学校力を高めよう努める。
- ⑥学校運営協議会を通して「地域とともにある学校づくり」の視点から、家庭や地域との相互理解を深める。
- ⑦「学校教育自己診断」を活用した学校自己評価を公開し、学校運営協議会の提言や評価を受ける。

(2) 学習指導について

- ①次期学習指導要領の方向性も視野に入れながら、児童の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を推進する。
- ②「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図る。
- ③意見の交流や対話を通して、考えを深めたり広げたりする活動の充実を図る。
- ④総合的な学習の時間をはじめとする探究的な学習活動(PBL:Project Based Learning)の充実を図り、児童が多様な視点で他者と協働して取り組む学習活動を設定する。
- ⑤学習指導要領の趣旨を踏まえ、児童にどのような力が身についたかを的確にとらえるとともに、指導の改善につなげるため形成的評価を指導と繋ぎ、指導と評価の一体化を図る。
- ④すべての教科等で、学習の基盤となる言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等を育成する。
- ⑤「コミュニケーションを行う目的や場面、状況」の設定を工夫し、英語で表現し伝え合う力を育成するための学習(パフォーマンス課題)を充実させることにより、児童が実際のコミュニケーションにおいて活用できる英語力を身に付けられるよう努める。
- ⑥変化の激しい時代や災害等の困難な事象を乗り越えるなど、現代的な諸課題に対応できる力を教科等横断的な視点で育成する。
- ⑦かけはしプログラムの充実を図り、スタートカリキュラムによる就学前施設との段差のない幼小こ保連携を実践する。

(3) 人権教育について

- ①**人権教育の定義**:「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」(人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第2条)及び「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう(中略)行わなければならない。」(同法第3条)
- ②**人権尊重の理念**:自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めることを通して、共に生きる社会の実現を目指す。
- ③**人権教育の目標**:単に理解することに留まることなく、一人ひとりの児童がその発達段階に応じて様々な場面や状況下で具体的な態度や行動に現すことができるようになること。
- ④**人権感覚を養う**:人権感覚とは「人権問題を直感的に捉える感性及び人権への配慮が態度や行動に現れるような感覚」のことであり、教員は児童に豊かな人権感覚を身に付けさせることをめざし、教員自身の人権感覚をも見直しながら人権教育に取り組む。

- ⑤人権教育に取り組むに当たっては、人権に関わる概念や人権教育が目指すものについて教職員が十分に理解・共有し、組織的・計画的に進める。
- ⑥人権尊重に関する正しい知識を習得させ、人権尊重に関する望ましい価値観を育てるとともに、よりよい人間関係をつくるための技能を身に付けさせることのできるように、内容について偏りなく指導する。

人権尊重に関する正しい知識	人権尊重に関する望ましい価値観	よりよい人間関係をつくるための技能
① 人権に関わる概念 ② 生命尊重 ③ 自己理解・自尊感情 ④ 他者理解・受容と寛容 ⑤ 人間関係の在り方 ⑥ 社会参加 ⑦ 様々な人権問題 <small>*欄外参照</small> ⑧ 人権に関する歴史や条例・法令等を知る	① 生命あるもの全てが、かけがえないものであることを認識し、生命を尊ぶ心をもつ② あらゆる偏見や差別を許さず、なくしていこうとする③ 自他の違いを認め尊重し、多様な他者と共に生きていく社会の実現をめざす	① 伝え合い、分かり合うためのコミュニケーション能力 ② 自他の人間関係を調整する能力 ③ 自他の考えを尊重した折衷案・代替案・最適案等の落としどころを見出し、解決策を実現させる能力

*様々な人権問題:同和問題・障がい者の人権・外国人の人権・インターネット上の人権侵害・性的マイノリティの人権・子どもの人権・高齢者の人権・女性の人権・ハンセン病や HIV 感染者等への差別や偏見の問題など世の中にある人権問題。

- ⑦枚方市の「人権教育基本方針」を踏まえ、人権尊重の精神に立った学校づくりを進め、すべての児童の自立・自己実現・豊かな人間関係づくりを支え、人権教育を推進する。

(4) 道徳教育について

人権教育の要である道徳科の授業において、児童が道徳的価値を自分事として捉え、多面的・多角的に考えたり議論したりすることにより、自己の人間としての生き方について考えを深められるよう人権教育の目標を踏まえた指導を行う。

(5) 特別支援教育について

- ①障がいの有無にかかわらず、すべての児童の将来の自立と社会参加をめざし、その可能性を十分に引き出すとともに、インクルーシブ教育の理念を踏まえ、すべての児童に合理的配慮を行い、成長を支える。
- ②「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律」を踏まえ、すべての児童がともに育ち合うよう、「ともに学び、ともに育つ」教育の充実に努める。
- ③支援教育コーディネーターを中心とした校内委員会の適切な運営を行い、支援学級担任と通常の学級担任が連携した支援体制のもとに教育活動を推進する。
- ④通常の学級における交流及び共同学習によって、相互理解の推進に努める。
- ⑤学習上または生活上の困難を克服し、自立を図るため、自立活動の充実に図り、発達を支援する。また、知的学級については当該児童の障がいの状況に応じて各教科の目標や内容を下学年に替える等、適切に個別の教育課程の編成を行う。
- ⑥支援学級における指導については、当該児童の障がいの状況に応じて一人一人の教育的ニーズを的確に把握し、学校と保護者・本人とが十分に話し合い合意形成を図る。
- ⑦支援学級に在籍及び通級による指導を受けるすべての児童に対する指導にあたっては、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成・活用し、個に応じた指導を充実させる。
- ⑧継続的な支援ができるよう、幼稚園・保育所等、就学前施設及び医療・福祉・保健・労働等の関係機関との連携を深めるとともに、合理的配慮の観点も踏まえ、一人一人の障がいの状況を把握し、就学前からの切れ目ない支援体制の構築に努める。
- ⑨医療的ケアが必要な児童及び基礎疾患がある児童等、重症化リスクの高い児童に対しては、主治医、学校医及び家庭との連絡をより一層進め、安全・安心に学校生活を送れるように適切な対応に努める。

(6) キャリア教育について

- ① 9年間を見通して、児童が「学ぶこと、生きること」について、自ら目標を持ち、自ら考え、自己実現を図っていくとともに、将来社会人として自立し、より良い社会を創っていくことができる能力や態度を身に付けられるよう指導・支援する。
- ② 進路指導にあたっては、主体的に進路選択・決定ができるよう、人権に十分配慮した適切な指導を行う。また、中学校区における9年間の教育活動全体を通じて、系統的・継続的な指導を推進する。

(7) ICT 活用について

- ① ICTを取り扱うにあたり、教職員一人一人が「枚方市立学校情報セキュリティポリシー」及び「学校情報セキュリティ対策基準等運用マニュアル」に沿った情報リテラシーを身に付け、活用する。
- ② 情報モラル教育の充実を図る。
- ③ 不登校支援として、ICTを効果的に活用した取り組みを行う。
- ④ ICTを有効に活用することで事務処理にかかる時間を削減するとともに、より効果的な学校運営等に向けての見直しや、教職員の働き方改革への取組を推進する。

(8) 学校図書館機能の充実について

- ① 豊かな心を育てるとともに、主体的に問題解決や探究活動に取り組むことによって、言語能力や情報活用能力等を育成するため、学校図書館運営方針及び年間計画を策定する。
- ② 策定した学校図書館運営方針及び年間計画に則って、司書教諭・学校司書を中心に、読書活動を推進し、学校全体で各教科等における学習や教科横断的・探求的な学習が充実するよう、学校図書館の効果的な活用に積極的に取り組む。
- ③ 児童が読書の楽しさを実感し、読書習慣と豊かな語彙力を身に付けられるように読書に対する興味・関心を高める工夫を行う。
- ④ 各学年の学習計画や児童の興味・関心等に応じて、自発的・主体的に読書や学習を行うことができるよう、学校図書館の環境整備を行う。
- ⑤ 文学作品に加え、自然科学・社会科学関係の書籍や新聞、図鑑等の資料など、目的に応じて児童が選択し、主体的に読書活動を行えるような工夫をする。

(9) 健康教育について

- ① 児童の体力状況を正確に把握・分析した上で、体力向上推進計画を作成する。また、授業等の工夫・改善を行い、体力づくりを推進する。
- ② 学校における体育活動中の事故防止対策について見直すとともに、学校全体で指導の徹底を図る。
- ③ 各活動場所については、体育活動に適した環境の整備を図るとともに、活動内容、児童の人数を踏まえ、安全に活動できるよう、十分な広さを確保する。また、技術指導においては、発達段階を踏まえて具体的に説明し、安全を確認しながら行う。
- ④ 授業等で使用する機材・用具などは、危険を予測し、日常的に安全点検を行う。特にゴールやテント等については、確実に固定する。
- ⑤ 児童に対し、体育活動に伴う危険性について理解させるとともに、安全のためのルールやきまりを順守するよう、徹底する。
- ⑥ 児童の実態を踏まえ、指導の内容、方法、指標等を決定し、食に関する指導を推進する。
- ⑦ 学校教育活動全体を通して保健・安全・衛生管理に関する指導の徹底を図り、食物アレルギー等に係る事故防止に努めるとともに、万一の場合の対応が適切に行える体制を整える。
- ⑧ 食物アレルギーの既往症の無い児童の初発の事故が多く発生していることから、事故は、いつ、ど

こでも起きるものだと想定し、校内研修を充実させ、常に意識を高める。

(10) 安全について

- ①安全な学校環境を保持するため、常日頃から施設や設備等の異常がないかを確認するとともに、定期的に安全点検を実施し、事故の防止に努める。
- ②学校安全計画に基づく、災害や不審者等に備えた安全教育を充実させ、様々な事態を想定した実践的な防災・防犯訓練等を実施するなど、改善に努める。
- ③実効性のある危機管理マニュアルとなるよう点検・見直しを行い、日頃から教職員の連絡・参集・配備体制について周知徹底し、災害に備えた危機管理体制を確立する。
- ④児童の発達段階に合わせて、自ら危険を回避する力を育成する安全教育の充実を図る。
- ⑤防犯教育及び防災教育の充実に努める。
- ⑥保護者、地域、PTAと連携し、登下校時の児童の安全に協力する。

(11) 生徒指導について

- ①日ごろから子どもの状況を把握し、ささいな変化を見逃さない組織体制をつくる。
- ②問題対応生徒指導ではなく、発達支持的生徒指導の充実を図り、教員は生徒指導感の転換を図る。
- ③生徒指導主导者が中心となり、スクールカウンセラー、心の教室相談員、教育文化センター（教育相談員）、まるっとこどもセンター（カウンセラー）等の専門機関とも連携し、教員の教育相談力を高め、学校の教育相談体制を充実させる。
- ④生徒指導は、正しい児童理解と信頼関係に基づいて、愛情を持って指導にあたる。

(12) いじめの防止と早期発見について

- ①「学校いじめ防止基本方針」に基づき、学校・家庭・地域が連携し、「いじめは絶対に許されない」という毅然とした姿勢でいじめの未然防止、早期発見・早期解消に努める。
- ②生起したいじめに対しては、丁寧に聞き取りを行い、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等の専門家とも連携し対応する。
- ③児童及びその保護者からいじめについて相談があった場合、児童及びその保護者に真摯に寄り添い、児童の心のケアにあたる。

(13) 教職員の服務について

- ①日本国憲法、地方自治体及び教育関連の法規法令の下、全体の奉仕者として職務に専念し、絶えず研修と修養に努め、誠実かつ公正に職務を遂行する。
- ②児童に対するセクシュアル・ハラスメントやわいせつ行為、体罰や暴力は、重大な人権侵害であり、断じて許すことはできないとの認識の下、防止・根絶に向けて組織的に取り組む。
- ③職務上知り得た情報等に対する守秘義務を遵守する。また、個人情報漏洩には、生命・身体を脅かす危険性もあることを認識し、個人情報保護法や枚方市の情報公開条例の趣旨に基づいた教育情報の管理・保管・引き継ぎ等の校内体制確立に努めるとともに、「枚方市立学校情報セキュリティポリシー」に基づいた管理を行う。

(14) 教職員研修について

- ①初任者をはじめ、経験年数の少ない教職員の育成にあたっては、初任期教職員指導コーディネーターを活用した、日常的なOJTによる実践的な研修を組織的・継続的に推進する。
- ②学習指導要領に示されている「知識及び技能の習得」、「思考力、判断力、表現力等の育成」、「学びに向かう力、人間性等の涵養」が偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、児童の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行う。
- ③教員としての資質・指導力を高めるため、市教育委員会及び府教育庁が実施する研修などの積極的な受講に努める。
- ④教職員は研修等を通じて人権問題を正しく理解し、自らの人権感覚を高めるとともに、教員として豊かな人間性を身に付けられるよう努める。
- ⑤学校環境を取り巻く環境の変化を前向きに受け止め、主体性を発揮しながら、教職生涯を通じて学び続ける。

(15) 働き方改革について

- ①長時間勤務の縮減に向けた取組を進め、タイムマネジメントを意識した働き方を推進する。
- ②ストレスチェックの集団分析結果を活用し、よりよい職場環境づくりに努める。

(16) 学校・家庭・地域の連携について

- ①学校運営に係る経営方針及び重点目標や学校の抱える課題、日々の教育活動や非常時における対応等について、学校ブログ等に掲載し、地域や保護者に対して、積極的に学校の取組や子どもたちの状況等の情報の公開に努め、「地域に開かれた学校」として取り組む。
- ②学校運営協議会の充実を図り、意見交流を通して「地域とともにある学校づくり」のより一層の推進に努める。
- ③保護者や地域住民等との信頼関係を築き、教職員の働き方改革や業務の改善の理解を得る努力をする。

(17) 社会教育と学校教育の連携について

- ①児童の文化・スポーツなどの体験活動に取り組む「枚方子どもいきいき広場」事業の実施団体への協力を図る。

(18) 児童の放課後対策について

- ①児童の健全育成や安全確保の観点から、留守家庭児童会室をはじめとする 総合型放課後事業と連携し、情報共有や学校施設の活用等、調整・協力体制を構築する。